

定 款

新光電気工業株式会社

昭和21年 9月12日	制定
昭和34年 7月20日	改正
昭和36年 7月29日	改正
昭和37年 7月28日	改正
昭和39年 7月27日	改正
昭和42年 7月28日	改正
昭和45年 5月23日	改正
昭和47年 5月27日	改正
昭和50年 5月27日	改正
昭和55年 6月25日	改正
昭和58年 6月27日	改正
昭和59年 6月26日	改正
昭和60年 6月28日	改正
昭和61年 6月27日	改正
昭和63年 6月29日	改正
平成 3年 6月27日	改正
平成 6年 6月29日	改正
平成14年 6月27日	改正
平成15年 6月27日	改正
平成16年 6月29日	改正
平成17年 6月29日	改正
平成18年 3月 8日	改正
平成18年 6月29日	改正
平成19年 6月28日	改正
平成21年 6月26日	改正
平成24年 6月28日	改正
平成27年 6月24日	改正
平成28年 6月28日	改正
令和 4年 6月28日	改正

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は新光電気工業株式会社と称し、英文ではSHINKO ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD. と表示する。

第2条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種電球、真空管ならびにその付属品またはこれらに関連する器具の製造・販売
2. 電気通信機器、電子機器ならびにこれらの部品の製造・販売
3. 情報処理機器・装置に関連するシステムの構築、ソフトウェアの作成・販売ならびに保守
4. 前各号に付帯する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は本店を長野県長野市に置く。

第4条 (機 関)

当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は540,000,000株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主はその有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式の売渡請求)

当社の株主は株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条 (株式取扱規則)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料については法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条 (株主名簿管理人)

当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

第13条 (開 催)

当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じ、随時これを招集する。

第14条 (招 集)

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除いて取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第15条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

第16条 (議 長)

株主総会の議長は社長がこれにあたる。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第17条 (電子提供措置等)

当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条 (決議の方法)

株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第19条 (議決権の代理行使)

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

前項の場合、株主または代理人は当会社に対し、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第20条 (員 数)

当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は8名以内とし、監査等委員である取締役(以下監査等委員という)は3名とする。

第21条 (選 任)

取締役は監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

取締役の選任決議にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

第22条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

第23条（報酬等）

取締役の報酬等は株主総会の決議によって、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第24条（代表取締役および役付取締役）

取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定し、代表取締役のうちより社長1名を選定する。

取締役会の決議によって会長1名を選定することができる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、取締役会において定める取締役会規則による。

第28条（取締役の責任免除）

当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第29条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

第30条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

第31条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第32条（期末配当金の支払）

当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という）を支払うものとする。

第33条（中間配当金の支払）

当会社は取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という）をすることができる。

第34条（除斥期間）

期末配当金および中間配当金は支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、これを支払う義務を免れるものとする。

期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

第1条（監査役の実任免除に関する経過措置）

当会社は、第81回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第81回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。